金沢市公報

第３１７８号

令和７年（2025年）４月21日

〒920－8577
金沢市広坂１丁目１番１号
発行所　金 沢 市 役 所

◎　目　　次　　ページ

●告　示

○自転車等を移動し、保管したことについて
（交通政策課）　1

○自転車等を撤去し、保管したことについて
（　〃　）　2

○金沢市史の売払代金の徴収事務の指定公金事務取扱者への委託について　（総　務　課）　3

○地縁による団体の告示された事項の変更について　（市民協働推進課）　3

○戸籍謄本等の交付手数料の徴収事務の指定公金事務取扱者への委託について（２件）
（市　民　課）　5

○長町観光駐車場等の使用料に係る指定納付受託者の指定について　（観光政策課）　6

○金沢広域急病センターの使用料等の徴収事務の指定公金事務取扱者への委託について
（健康政策課）　6

○金沢市立玉川図書館の駐車場及び金沢市立玉川こども図書館の駐車場の使用料の徴収に関する事務の指定公金事務取扱者への委託について　（図書館総務課）　6

●公　告

○都市計画の変更に係る都市計画の図書の写しの縦覧について　（都市計画課）　7

●農業委員会告示

○令和７年第４回金沢市農業委員会総会の招集について　（農業委員会事務局）　7

●公営企業告示

○水道料金及び下水道料使用料に係る指定納付受託者の指定について　（お客さまサービス課）　8

○水道料金及び下水道使用料の収納事務の指定公金事務取扱者への委託について
（　〃　）　8

○水道料金及び下水道使用料の収納事務の委託について　（　〃　）　9

●病院事業告示

○金沢市立病院の使用料（病院に附置する駐車場の使用料を除く。）の収納事務の指定公金事務取扱者への委託について（市立病院事務局）　9

○金沢市立病院に附置する駐車場の使用料の徴収事務の指定公金事務取扱者への委託について　（　〃　）　9

告　　示

◉金沢市告示第155号

金沢市自転車等駐車場条例（平成３年条例第１号）第11条第１項（同条例第17条第３項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則（平成３年規則第３号）第７条（同規則第13条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示します。

令和７年４月21日

金沢市長　村　山　卓

１　移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称

金沢市営金沢駅第１自転車駐車場
金沢市営金沢駅第２自転車駐車場
金沢市営金沢駅第３自転車駐車場
金沢市営金沢駅東自転車駐車場
金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
金沢市営本町２丁目自転車駐車場
金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
金沢市営東金沢駅東自転車駐車場

金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
金沢市営みどり１丁目バス停前自転車駐車場
金沢市営上荒屋バス停前自転車駐車場
金沢市営表参道自転車駐車場
金沢市営十間町自転車駐車場
金沢市営香林坊自転車駐車場
金沢市営柿木畠自転車駐車場
金沢市営片町広場自転車駐車場
金沢市営武蔵自転車駐車場
金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
金沢市営此花町自転車駐車場

２　移動し、保管した自転車等の台数
自転車　　82台

３　自転車等を移動し、保管した日
令和７年３月１日から同月31日まで

４　移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
金沢市二口町ニ24番地５
公益社団法人金沢市シルバー人材センター

５　移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
日時　令和７年４月22日から同年７月21日まで
午前10時から午後７時まで
場所　金沢市問屋町２丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

◉金沢市告示第156号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成６年条例第45号）第６条第２項及び第７条第２項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第９条第１項の規定により次のとおり告示します。

令和７年４月21日

金沢市長　村　山　卓

１　撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自転車	４台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自転車	１台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自転車	１台
片町地区自転車等放置禁止区域	自転車	１台
八日市１丁目地内	自転車	１台
本町１丁目地内	自転車	１台
久安２丁目地内	自転車	１台
新保本２丁目地内	自転車	１台
旭町２丁目地内	自転車	１台
片町１丁目地内	自転車	１台
福増町北地内	自転車	１台
醒ヶ井町地内	自転車	１台
畝田西３丁目地内	自転車	１台
長町１丁目地内	自転車	１台
広坂２丁目地内	自転車	１台
小坂町北地内	自転車	１台

２　撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
　令和７年３月１日から同月31日まで
３　撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
⑴　期間
　令和７年４月22日から同年10月21日まで
⑵　場所
　金沢市問屋町２丁目95番地
　金沢市自転車等保管庫

◉金沢市告示第157号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により金沢市史の売払代金の徴収事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第２項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第３号）第53条第３項の規則により告示します。

令和７年４月21日

金沢市長　村　山　卓

１　指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地、指定をした日及び委託をした日

名　称	事務所の所在地	指定をした日	委託をした日
株式会社　うつのみや	金沢市片町２丁目１番７号	令和６年４月１日	令和７年４月１日

２　委託した公金事務に係る歳入
　金沢市史の売払代金
３　委託した期間
　令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

◉金沢市告示第158号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和７年４月21日

金沢市長　村　山　卓

<table>
<tr><th>区　分</th><th>変更事項</th><th>変　更　前</th><th>変　更　後</th><th>変更年月日</th></tr>
<tr><td>南塚町会</td><td>代表者の氏名及び住所</td><td>笹野　由起夫
金沢市南塚町190番地</td><td>小川　智明
金沢市南塚町96番地２</td><td>令和７年
１月26日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">八日市第一町会</td><td>代表者の氏名及び住所</td><td>高尾　浩二郎
金沢市八日市１丁目121番地</td><td>田中　栄一
金沢市八日市１丁目638番地</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>規約に定める目的</td><td>この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。</td><td>この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備や防災などに努め、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。</td></tr>
<tr><td></td><td><table><tr><th>町の名称</th><th>地　番</th></tr><tr><td></td><td>53番地～56番地、68番地～70番地、85番地～86番地、89番地～95番地、104番地～127番地、131番地～135番地、141番</td></tr></table></td><td><table><tr><th>町の名称</th><th>地　番</th></tr><tr><td></td><td>53番地から56番地まで、68番地から70番地まで、85番地から86番地まで、89番地から95番地まで、103番地から127番地まで、131番か</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>区域</td><td>八日市
１丁目

地～174番地、213番地～219番地、260番地２、601番地～655番地、664番地～668番地、692番地～780番地

八日市
２丁目

５番地４、６番地～11番地、24番地～27番地、34番地～42番地、62番地、454番地～456番地、601番地～636番地</td><td>八日市
１丁目

ら135番地まで、141番地から174番地まで、213番地から219番地まで、260番地２、601番地から655番地まで、664番地から668番地まで及び692番地から780番地まで

八日市
２丁目

５番地４、６番地から11番地まで、24番地から27番地まで、34番地から42番地まで、62番地、454番地から456番地まで及び601番地から637番地まで</td><td>令和７年
４月１日</td></tr>
<tr><td>荒屋町住宅団地町会</td><td>区域</td><td>町の名称 | 字 | 地　番
荒屋町 | イ | 30番地～38番地および62番地～68番地を除く全域
荒屋町 | ロ | 全域
荒屋 | １丁目 | 86番地～117番地を除く全域
福久東 | １丁目 | 31番地～33番地５</td><td>町の名称 | 字 | 地　番
荒屋町 | イ | 30番地から33番地１まで、35番地から38番地まで及び62番地から68番地までを除く全域
荒屋町 | ロ | 全域
荒屋
１丁目 | | 95番地及び96番地を除く全域
福久東
１丁目 | | 31番地から33番地５まで、53から58番地まで及び63番地１から86番地まで</td><td>令和７年
３月30日</td></tr>
<tr><td>新町町会</td><td>代表者の氏名及び住所</td><td>濱屋　憲人
金沢市金石新町４番４号</td><td>瀬川　徹
金沢市金石新町５番19号</td><td></td></tr>
<tr><td>寺地町会</td><td>代表者の氏名及び住所</td><td>福島　理夫
金沢市円光寺３丁目21番35号</td><td>渡邊　幸治
金沢市円光寺本町17番27号</td><td rowspan="7">令和７年
４月１日</td></tr>
<tr><td>四十万第一町会</td><td>代表者の氏名及び住所</td><td>金木　亮
金沢市四十万５丁目63番地１</td><td>宮本　理恵
金沢市四十万５丁目80番地２</td></tr>
<tr><td>東山親和会</td><td>代表者の氏名及び住所</td><td>加藤　力
金沢市東山１丁目24番１号</td><td>長谷川　茂夫
金沢市東山１丁目27番12号</td></tr>
<tr><td>西金沢３丁目町会</td><td>代表者の氏名及び住所</td><td>佐藤　誠
金沢市西金沢３丁目657番地３</td><td>川端　良平
金沢市西金沢３丁目449番地１</td></tr>
<tr><td>森戸第二町会</td><td>代表者の氏名及び住所</td><td>田中　伸悟
金沢市森戸１丁目242番地</td><td>上坂　英二
金沢市森戸１丁目197番地</td></tr>
<tr><td>上若松町会</td><td>代表者の氏名及び住所</td><td>岡田　勝
金沢市若松町上野36番地</td><td>宮本　孝二
金沢市上若松町52番地</td></tr>
<tr><td>八日市第三西町会</td><td>代表者の氏名及び住所</td><td>箕輪　晃
金沢市八日市３丁目43番地３</td><td>坂本　二郎
金沢市八日市３丁目136番地２</td></tr>
</table>

額新保３丁目町会	主たる事務所の所在地	金沢市額新保３丁目291番地２	金沢市額新保３丁目54番地７	
	代表者の氏名及び住所	庄田　英二 金沢市額新保３丁目291番地２	長田　雅幸 金沢市額新保３丁目54番地７	
東長江町高田町会	代表者の氏名及び住所	藤畑　美穂 金沢市東長江町伊１番地50	福益　世紀 金沢市東長江町伊１番地133	
松原町町会	主たる事務所の所在地	金沢市金石北１丁目15番53号	金沢市金石北１丁目17番22号	令和７年４月５日
	代表者の氏名及び住所	小谷　雅彦 金沢市金石北１丁目15番53号	山本　喜巳 金沢市金石北１丁目17番22号	
ゆいの里町会	代表者の氏名及び住所	辻本　圭 金沢市三池新町16番地８	稲端　明浩 金沢市三池新町８番地10	
太陽が丘そよかぜ町会	代表者の氏名及び住所	加藤　千絵子 金沢市太陽が丘３丁目366番地	森下　豊実 金沢市太陽が丘３丁目419番地	令和７年４月６日
山王町第一町会	代表者の氏名及び住所	加藤　篤 金沢市山王町１丁目99番地	温井　清太郎 金沢市山王町１丁目174番地	
太陽が丘あおぞら町会	代表者の氏名及び住所	西田　誠司 金沢市太陽が丘３丁目101番地	中川　善信 金沢市太陽が丘３丁目20番地	

◉金沢市告示第159号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により戸籍謄本等の交付手数料の徴収に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第２項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第３号）第53条第３項の規定により告示します。

令和７年４月21日

金沢市長　村　山　卓

１　指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地、指定をした日及び委託をした日

名　称	事務所の所在地	指定をした日	委託をした日
地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町25番地	令和７年４月１日	令和７年４月１日

２　委託した公金事務に係る歳入

(1)　戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書の交付手数料

(2)　住民票の写しの交付手数料

(3)　戸籍の附票の写しの交付手数料

(4)　印鑑登録証明書の交付手数料

(5)　所得・課税証明書の交付手数料

３　委託した期間

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

◉金沢市告示第160号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により戸籍謄本等の交付手数料の徴収に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第２項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第３号）第53条第３項の規定により告示します。

令和７年４月21日

金沢市長　村　山　卓

１　指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地、指定をした日及び委託をした日

名　　称	事務所の所在地	指定をした日	委託をした日
日本郵便株式会社 北陸支社	金沢市上堤町１番15号	令和６年４月１日	令和７年４月１日

２　委託した公金事務に係る歳入
⑴　戸籍謄本、戸籍抄本並びに戸籍の全部事項証明書、個人事項証明書及び一部事項証明書の交付手数料
⑵　納税証明書の交付手数料
⑶　住民票の写し及び住民票の除票の写しの交付手数料
⑷　戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付手数料
⑸　印鑑登録証明書の交付手数料
３　委託した期間
令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

◉金沢市告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第１項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を次のとおり指定したので、同条第２項の規定により告示します。

令和７年４月21日

金沢市長　村　山　卓

１　指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名　　称	事務所の所在地	指定をした日
アマノマネジメントサービス株式会社	神奈川県横浜市港北区菊名７丁目３番22号	令和７年４月１日

２　指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入
長町観光駐車場、近江町観光バス駐車場、東山観光バス駐車場、東山北観光駐車場及びにし茶屋観光駐車場の使用料
３　指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間
令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

◉金沢市告示第162号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により金沢広域急病センターの使用料等の徴収事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第２項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第３号）第53条第３項の規定により告示します。

令和７年４月21日

金沢市長　村　山　卓

１　指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地、指定をした日及び委託をした日

名　　称	事務所の所在地	指定をした日	委託をした日
公益財団法人金沢健康福祉財団	金沢市大手町３番23号	令和６年４月１日	令和７年４月１日

２　委託した公金事務に係る歳入
金沢広域急病センターの使用料、手数料及びその他売払代金
３　委託した期間
令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

◉金沢市告示第163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により金沢市立玉川図書館の駐車場及び金沢市立玉川こども図書館の駐車場の使用料の徴収に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第２項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第３号）第53条第３項の規定により告示します。

令和７年４月21日

金沢市長　村　山　卓

１　指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地、指定をした日及び委託をした日

名　称	事務所の所在地	指定をした日	委託をした日
株式会社メビウス	金沢市示野中町１丁目15番地	令和６年７月11日	令和７年４月１日

２　委託した公金事務に係る歳入
　金沢市立玉川図書館の駐車場及び金沢市立玉川こども図書館の駐車場の使用料
３　委託した期間
　令和７年４月１日から令和７年６月30日まで

公　告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により、石川県から金沢都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、当該図書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和７年４月21日

金沢市長　村　山　卓

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所	備　考
金沢都市計画 道　路	金沢市涌波１丁目、大桑町、末町、辰巳町の各一部	金　沢　市 都市整備局 都市計画課	３・４･46号観音堂辰巳線

農業委員会告示

◉金沢市農業委員会告示第４号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第１項の規定により令和７年第４回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第３号）第３条第１項の規定により次のとおり告示します。

令和７年４月21日

金沢市農業委員会
会長　井　口　栄　市

１　日時
　令和７年４月28日　午後３時
２　場所
　金沢市第二本庁舎　2301会議室
３　議案
⑴　農地法（昭和27年法律第229号）第３条の規定による許可申請について
⑵　農地法第４条の規定による許可申請に対する意見決定について
⑶　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見決定について
⑷　租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の６第１項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
⑸　租税特別措置法第70条の４第１項の規定による贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について
⑹　非農地証明願について
⑺　農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第１項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について
⑻　金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について

⑼　金沢農業・農村総合振興計画の変更に関する意見決定について
⑽　土地改良法（昭和24年法律第195号）第３条第１項第２号の規定による土地改良事業参加資格の承認について
⑾　令和７年度最適化活動の目標の設定等について

公　営　企　業　告　示

◉金沢市公営企業告示第５号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第１項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を次のとおり指定したので、同条第２項の規定により告示します。

令和７年４月21日

金沢市公営企業管理者　松　田　滋　人

１　指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名　称	事務所の所在地	指定をした日
ＰａｙＰａｙ株式会社	東京都千代田区紀尾井町１番３号	令和７年４月１日

２　指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入
　水道料金及び下水道使用料
３　指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間
　令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

◉金沢市公営企業告示第６号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２の規定により準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により水道料金及び下水道使用料の収納に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第２項及び金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第１号）第21条の２第３項の規定により告示します。

令和７年４月21日

金沢市公営企業管理者　松　田　滋　人

１　指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地、指定をした日及び委託をした日

名　称	事務所の所在地	指定をした日	委託をした日
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町４丁目６番７号	令和７年４月１日	令和７年４月１日
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南１丁目８番27号	令和７年４月１日	令和７年４月１日
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南９条西５丁目421番地	令和７年４月１日	令和７年４月１日
株式会社セブン－イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町８番地８	令和７年４月１日	令和７年４月１日
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦３丁目１番21号	令和７年４月１日	令和７年４月１日
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の１	令和７年４月１日	令和７年４月１日
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬１丁目５番地１	令和７年４月１日	令和７年４月１日
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町３丁目10番１号	令和７年４月１日	令和７年４月１日
株式会社ローソン	東京都品川区大崎１丁目11番２号	令和７年４月１日	令和７年４月１日
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町１丁目２番２号	令和７年４月１日	令和７年４月１日

ウェルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東10丁目11番地４	令和７年４月１日	令和７年４月１日

２　委託した公金事務に係る歳入
　水道料金及び下水道使用料
３　委託した期間
　令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

◉金沢市公営企業告示第７号

地方自治法の一部を改正する法律（令和５年法律第19号）附則第２条第３項及び金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程（令和６年公営企業管理規程第５号）附則第３項の規定により、なお従前の例により同法附則第７条の規定による改正前の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２の規定により水道料金及び下水道使用料の収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和６年政令第12号）第５条の規定による改正前の地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の４第１項及び同規程による改正前の金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第１号）第21条の２第３項の規定により告示します。

令和７年４月21日

金沢市公営企業管理者　松　田　滋　人

１　委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
ＬＩＮＥ Ｐａｙ 株式会社 代表取締役社長　前田　貴司	東京都品川区西品川１丁目１番１号

２　委託した事務
　水道料金及び下水道使用料の収納事務
３　委託した期間
　令和７年４月１日から同月23日まで

病　院　事　業　告　示

◉金沢市病院事業告示第３号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により金沢市立病院の使用料（病院に附置する駐車場の使用料を除く。）の収納に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第２項及び金沢市立病院会計規程（平成25年病院事業管理規程第13号）第22条第３項の規定により告示します。

令和７年４月21日

金沢市病院事業管理者　高　田　重　男

１　指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地、指定をした日及び委託をした日

名　　称	事務所の所在地	指定をした日	委託をした日
内田　清隆	金沢市大手町７番13号	令和７年４月１日	令和７年４月１日

２　委託した公金事務に係る歳入
　金沢市立病院の使用料（病院に附置する駐車場の使用料を除く。）
３　委託した期間
　令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

◉金沢市病院事業告示第４号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条

の２第１項の規定により金沢市立病院に附置する駐車場の使用料の徴収に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第２項及び金沢市立病院会計規程（平成25年病院事業管理規程第13号）第22条第３項の規定により告示します。

令和７年４月21日

金沢市病院事業管理者　　高　　田　　重　　男

１　指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地、指定をした日及び委託をした日

名　　称	事務所の所在地	指定をした日	委託をした日
公益社団法人金沢市シルバー人材センター	金沢市二口町ニ24番地５	令和７年４月１日	令和７年４月１日

２　委託した公金事務に係る歳入

金沢市立病院に附置する駐車場の使用料

３　委託した期間

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

令和７年(2025年)４月21日　発行　発行人　金　沢　市
発行所　金　沢　市　役　所
編　集　石川県金沢市玉鉾４丁目166番地　（株）共　栄